

第2章 特定登録調査機関制度の導入

1. 改正の必要性

特許審査の迅速化を実現するためには、特許庁における審査処理促進を図るのみならず、出願人の側において適切な審査請求が行われるよう促すことが重要である。このため、出願人が審査請求前に先行技術調査を行うことができる環境を十分に整備し、審査請求前に先行技術調査を行う意欲を高める必要がある。

現在のところ、出願人が先行技術調査等を行い、自らの特許出願の新規性等について検証するための環境が十分に整備されていないため、出願人は自らの出願について特許査定の可能性が高いものを選別することができず、拒絶査定の可能性が高い出願についても審査請求を行っていると考えられる。

したがって、出願人が適切に審査請求を行うためには、先行技術調査を的確に行うために必要な技術的知識、先行技術調査のノウハウ、効率よく調査を行うためのデータベースと設備を有している機関が民間に存在し、出願人等に対し、その出願に係る先行技術調査のサービスを提供し得る環境が整備される必要がある。

ところで、先行技術調査については、実際の審査に当たって審査官が自ら行っているほか、特例法に基づき、登録調査機関が特許庁からの外注により行うこととされており、登録調査機関が前述の先行技術調査を的確に行うためのノウハウ・能力を有していると考えられる。また、今回調査機関の公益法人要件を撤廃することに伴い、調査機関の数が増加していくことが見込まれる。

このため、登録調査機関の能力を出願人等も利用できるよう外部に対して開放することとし、出願人等が事前に調査機関に調査を依頼し、その結果を提示して特許庁に対し審査請求を行った場合には審査請求手数料を軽減する制度を

導入すれば、審査請求前に先行技術調査を行う意欲が高まり、適切な審査請求を行うことが促されると期待される。

なお、推進計画及び平成15年の通常国会における特許法等の一部を改正する法律案の衆参両院における附帯決議においても、出願人が審査請求前に調査報告書を入手できる制度や十分な先行技術調査を伴っている場合には審査請求手数料を減額する制度等の導入について検討が求められているところである。

2. 改正の概要

登録調査機関のうち特に特許庁長官の登録を受けた者（特定登録調査機関）は、出願人等の求めに応じ特許出願について先行技術調査を行い、その結果を記載した調査報告を交付できることを規定する。また、出願人等が審査請求を行う際に調査報告を提示した場合には、特許庁長官は審査請求手数料を軽減することができることを規定する。このほか、特定登録調査機関に対する所要の監督規定を整備する。

3. 改正条文の解説

(1) 先行技術調査業務

◆特例法第39条の2

(先行技術調査業務)

第三十九条の二 登録調査機関は、特許庁長官から特に登録を受けて、特許出願人その他の者の求めに応じ、特許出願に係る発明と同一の技術の分野に属する発明又は考案に関する調査であって政令で定めるものを行い、その結果を経済産業省令で定めるところにより記載した調査報告をその者に交付する業務（以下「先行技術調査業務」という。）を行うこ

とができる。

本条は、登録調査機関は、特許庁長官からさらに特に登録を受けることにより、特許出願人その他の者の求めに応じて先行技術に関する調査を行い、経済産業省令で定めるところにより記載した調査報告を交付する先行技術調査業務を行うことができる旨規定したものである。

先行技術調査を行うことができる者を登録調査機関のうち特許庁長官から特に登録を受けた者とする趣旨は、以下のとおりである。登録調査機関は、特例法第36条第1項に基づき、特許庁における審査の際に必要な先行技術に関する調査業務を行うこととされており、調査業務を行うことにより、審査に必要なとされるレベルの先行技術調査に関するノウハウ・経験を蓄積することができる。このような機関は、特許出願人その他の者の求めに応じて先行技術調査を行ったとしても、相当の水準の調査を行う能力を有すると考えられる。この水準が保たれていれば、調査を依頼した特許出願人その他の者は、自らが審査請求をしようとする特許出願について調査結果を参照した上で、それが特許を受ける可能性の高いものか否かを見極め、審査請求をするか否かを判断することができる。また、本条の調査報告を審査請求の際に提示すれば、第39条の3に基づき、審査請求手数料の軽減の対象となるが、手数料を軽減するに当たっては、その調査結果が特許審査においても十分に活用され、結果として特許庁における審査負担が一定程度軽減されることが望ましい。

そこで、登録調査機関のうち、特許庁の依頼を受けて調査業務を行うのみならず、特許出願人等の依頼も受けて業務を行うことを希望するものは、さらに特許庁長官の登録を受けることにより、「特定登録調査機関」として、特許出願人等を相手として先行技術調査業務を行うことができることとしたのである。

特定登録調査機関に対し先行技術調査を行うよう求める者を「特許出願人その他の者」としたのは、審査請求自体は特許法第48条の3第1項により何人も行うこととされていることを踏まえており、誰でも特定登録調

査機関に対し先行技術調査業務を行うべきことを依頼することができることとする趣旨であるが、特に先行技術調査業務の利用が多いと予想される特許出願人を例示したものである。

特定登録調査機関の行う先行技術調査業務の内容は、「特許出願に係る発明と同一の技術の分野に属する発明又は考案に関する調査であって政令で定めるものを行」うことと、「その結果を経済産業省令で定めるところにより記載した調査報告をその者に交付する業務」からなっている。

前者は、登録調査機関の行う調査業務とほぼ同内容のことを行うため、第36条第1項の規定とほぼ同義である。ただし、調査業務が特許庁における特許審査の過程で必要となる調査を行う業務であるのに対し、先行技術調査業務は、その結果が最終的に特許審査において活用されることが有り得るとしても、特許審査の過程とは直接には関係なく行われるものであることから、第36条第1項の規定中「特許出願の審査に必要な調査のうち」の文言は用いていない。具体的には、特許出願に係る発明と同一の技術の分野に属する過去の発明や論文等の文献を調査することを指している。なお、政令においては、これらの調査は、特にその特許出願の新規性、進歩性等についてのものである旨等が規定されている。

後者は、調査を行った結果を経済産業省令に規定された必要な事項を記載した調査報告として調査を依頼した者に対し交付する業務を指している。経済産業省令において規定する事項は、調査報告が備えるべき記載事項となる。

(2) 手数料の特例

◆特例法第39条の3

(手数料の特例)

第三十九条の三 特許庁長官は、特許出願について出願審査の請求をする者が、前条の登録を受けた者（以下「特定登録調査機関」という。）が交付する同条の調査報告を提示してその請求をしたときは、政令で定め

るところにより、特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減することができる。

本条では、審査請求をする際、請求人が第39条の2に基づき特定登録調査機関が交付した調査報告を提示した場合には、審査請求手数料の軽減を受けられる旨規定している。

審査請求をする者は、出願後審査請求するまでに特定登録調査機関に対し自らが審査請求しようとする特許出願について先行技術調査を依頼し、その結果について調査報告の交付を受けた上で、特許庁長官にその調査報告を提示して審査請求を行うこととなる。

なお、手数料の軽減の額等の具体的な事項については、政令で定めることとなっている。

(3) 登録

◆特例法第39条の4

(登録)

第三十九条の四 第三十九条の二の登録は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める区分ごとに、先行技術調査業務を行おうとする者の申請により行う。

本条の規定は、登録情報処理機関の登録の申請について規定した第17条及び登録調査機関の登録の申請について規定した第36条第2項と同様、登録は先行技術調査業務を行おうとする者の申請に基づき行われること、申請の手続の詳細については経済産業省令で定めること、登録は登録調査機関の場合と同様、経済産業省令で定める区分ごとに行われることを規定している。なお、特定登録調査機関の登録の区分は、登録調査機関の登録の区分に準じて、一定の技術分野ごとに分けられることとなる。

(4) 登録の基準

◆特例法第39条の5

(登録の基準)

第三十九条の五 特許庁長官は、前条の規定により登録の申請をした者がその申請に係る区分について登録調査機関の登録を受けている者であるときは、第三十九条の二の登録をしなければならない。この場合において、同条の登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

2 第三十九条の二の登録は、特定登録調査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 登録を受けた者が先行技術調査業務を行う区分

四 登録を受けた者が先行技術調査業務を行う事業所の名称及び所在地

特定登録調査機関制度の趣旨は、特許庁の審査の過程で必要となる先行技術調査を行う登録調査機関のノウハウを出願人等も活用できるよう開放し、出願人等が審査請求案件を厳選すること等を可能とする環境を提供することにある。登録調査機関の行う調査業務と特定登録調査機関の行う先行技術調査業務とは、それを機関に依頼する者は異なるものの、具体的業務の内容は、「その特許出願に係る発明と同一の技術の分野に属する発明又は考案に関する調査」である点において変わりはない。また、その調査の目的も、特許出願の新規性・進歩性を判断する際の材料とすることにあるから、特に異なるものではない。したがって、特定登録調査機関に求められる能力自体は、登録調査機関が備えるべき能力と変わるところはない。特定登録調査機関となるのは、既に登録調査機関の登録を受けている者に限られるため、原則として、特定登録調査機関の登録を受ける際に、新たな登録要件を課す必要はないと考えられる。

ただし、登録調査機関の登録は経済産業省令で定める技術分野の区分ごとに行われるが、各区分において調査業務実施者に必要とされる専門的知識は異なり得る。例えば、有機化学について登録調査機関の登録を受けているとしても、一般機械について先行技術調査業務を行う能力を有するわけではない。このため、本条第1項においては、特定登録調査機関の登録を受けられるのは、既に登録調査機関の登録を受けている技術分野の区分に限られる旨を規定している。

なお、登録の手續について経済産業省令に委任されている事項は、登録情報処理機関及び登録調査機関の場合と同様である。

第2項においては、登録は登録簿に必要事項を記載して行う旨を定めているが、これも登録情報処理機関及び登録調査機関の登録簿について定めた第19条第2項及び第37条第2項と同旨の規定である。

(5) 特定登録調査機関に対する監督規定

① 基本的考え方

特定登録調査機関が行う先行技術調査業務は、特許出願人等の依頼を受けて行う先行技術調査であり、本来法律上に特段の根拠なくして、民間の調査機関が事業として行うことが可能なものであるが、今回法律に規定する趣旨は、特に特許庁長官の登録を受けた特定登録調査機関がこの業務を行った場合には、調査報告を提示した審査請求について手数料を軽減するためである。したがって、特定登録調査機関は、国の機関の代行として先行技術調査業務を行うのではなく、あくまで民間の機関として業務を行うものである。

ただし、手数料の軽減という一定の法律上の効果をもたらす以上、その業務については、手数料を軽減するに足るだけの適正性が備わっていることが必要である。

したがって、特定登録調査機関に対する監督措置は、いわゆる行政代行型の機関ではなく、その業務の結果が一定の法律上の効果をもたらす第三者型の機関に対するものとして設けられている。

② 先行技術調査業務の実施義務等

◆特例法第39条の6

(先行技術調査業務の実施義務等)

第三十九条の六 特定登録調査機関は、先行技術調査業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その先行技術調査業務を行わなければならない。

2 特定登録調査機関は、先行技術調査業務を行うときは、調査業務実施者に実施させなければならない。

本条第1項においては、特定登録調査機関は、特許出願人等から先行技術調査業務を行うべきことを求められたときは、災害等により業務を行うことができないとか、特許出願人等との間で先行技術調査業務についていまだ契約が締結されていないといった正当な理由がある場合を除き、遅滞なく当該業務を実施すべき義務を負う旨を規定したものである。

特許出願人等は、審査請求手数料の軽減を受けるためには、特定登録調査機関から調査報告の交付を受けるほかなく、また、審査請求をすべきか否かを判断するために先行技術調査業務を依頼しているのであるから、特定登録調査機関がいつまでも先行技術調査業務を行わないと、審査請求を行うべき時期が遅れてしまうおそれがある。特許出願人等が適切な審査請求行動を行うためには、できる限り早期に特許出願人等が調査報告を入手できることが望ましいことから、特定登録調査機関に遅滞なく先行技術調査業務を行う義務を課したものである。

本項にいう「正当な理由」としては、上記のように災害等で業務を行うことができない場合や、いまだ契約が締結されていないといった場合のほか、特定登録調査機関が多数の先行技術調査業務を抱えており、すぐには新たに依頼を受けた案件について調査を行うことができない場合等が想定される。

第2項においては、特定登録調査機関は、先行技術調査業務を行う際には第

37条第1項第1号に規定する要件に適合する者（調査業務実施者）に行わせなければならない旨規定している。

先行技術調査業務は調査業務と同様個々の業務を実施する者の知識経験等に大きく依存するものであり、このため、第37条第1項の要件を満たす登録調査機関でなければ登録を受けられないこととしている。しかし、具体的な業務を行う際に当該機関に勤務しているものであれば誰でも実施できることとしたのでは、登録調査機関に限り特定登録調査機関の登録を受けることを可能とした制度の趣旨が没却されてしまう。したがって、特定登録調査機関に対し、個々の業務を行うに当たっても調査業務実施者に業務を実施させることを義務付けたものである。

なお、本条に違反した場合は、第39条の9第2項第1号により、登録の取消し等の対象となる。

③ 先行技術調査業務規程

◆特例法第39条の7

（先行技術調査業務規程）

第三十九条の七 特定登録調査機関は、先行技術調査業務に関する規程（以下「先行技術調査業務規程」という。）を定め、先行技術調査業務の開始前に、特許庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 先行技術調査業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

本条は、特定登録調査機関は、経済産業省令で定める事項を記載した先行技術調査業務規程を業務開始前に特許庁長官に届け出ること、また、先行技術調査業務規程の記載事項を変更するに当たっても、特許庁長官に届け出ることを義務付けている。

特定登録調査機関は政府の代行機関として業務を行うものでない以上、具体

的な業務の実施の細目等については特定登録調査機関が自由に定めるべきである。特許庁長官の認可を義務付けることはこのような民間の行為に対する行政の過度な介入であると考えられる。

他方、特許庁長官は、改善措置の発動等、制度の円滑な運用のために各機関の行う業務の内容について一定の情報を常に把握しておく必要がある。このため、先行技術調査業務規程については認可事項とはしないが、業務開始前に特許庁長官に届け出ることを義務付けたものである。

本条に違反した場合は、第39条の9第2項第1号に基づき、登録の取消し等の対象となる。

④ 業務の休廃止の届出

◆特例法第39条の8

(業務の休廃止の届出)

第三十九条の八 特定登録調査機関は、先行技術調査業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を特許庁長官に届け出なければならない。

登録調査機関の場合、勝手に業務を休止又は廃止すると、特許庁長官は当該調査業務を自ら行わなければならない、特許審査に大きな影響を与えることから、業務の休廃止を特許庁長官の認可事項としている。

特定登録調査機関の場合、民間の業務として先行技術調査業務を行う以上、業務の収支状況等に応じて各機関が自ら業務の休廃止を決定すればよいと考えられることから、認可制は採用していない。

ただし、例えば、特定登録調査機関が特許庁長官に対し何の連絡もなく先行技術調査業務を休廃止した場合、特許出願人等が先行技術調査業務を依頼すべき者が分からなくなる等の混乱が生じるおそれがある。

このため、特定登録調査機関が業務の休廃止をしようとするときは、あらかじめ特許庁長官にその旨を届け出させることとし、届出があった場合にはその旨を公示することで、特許出願人等がどの機関に先行技術調査業務を依頼できるのかについての情報を常に入手することができるようにするものである。

本条に違反して業務の休廃止の届出をしなかった場合には、第39条の9第2項第1号に基づく登録の取消し等の対象になる。もっとも、登録調査機関が届出なくして先行技術調査業務の全部の廃止を行った場合には、もはや登録の取消しや業務停止命令を発することはできないから、刑事罰により対応することとなる。

本条に違反した特定登録調査機関の役職員は、第45条第4号に基づき、20万円以下の罰金に処することとしている。

④ 登録の取消し等

◆特例法第39条の9

(登録の取消し等)

第三十九条の九 特許庁長官は、特定登録調査機関が第三十九条の二の登録を受けた区分について第三十九条において準用する第三十条の規定により登録調査機関の登録を取り消されたときは、その第三十九条の二の登録を取り消さなければならない。

2 特許庁長官は、特定登録調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その第三十九条の二の登録を取り消し、又は期間を定めて先行技術調査業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この節の規定に違反したとき。

二 第三十九条の十一において準用する第十八条第三号に該当するに至ったとき。

三 第三十九条の十一において準用する第二十九条の規定による命令に違反したとき。

四 不正の手段により第三十九条の二の登録を受けたとき。

前述のとおり、特定登録調査機関としての登録は登録調査機関でなければ受けることができないから、すべての特定登録調査機関は登録調査機関の登録の基準を満たしているはずである。言い換えると、特定登録調査機関についても一定の能力が求められることは事実であるが、必要な基準については、登録調査機関の登録の基準が代替している、ということになる。

このことから、特定登録調査機関が登録調査機関としての登録の基準を満たさなくなったとか、登録調査機関としての業務に不正があり登録調査機関としての登録を取り消されたりした場合には、当然に特定登録調査機関としての登録も取り消されることになる。本条第1項は、このことを定めている。

第2項は、特定登録調査機関としての業務上、特例法上の規定違反があった場合には、特定登録調査機関としての登録が取り消され、又は特定登録調査機関としての業務について業務停止命令が出される旨を定めている。この場合、特定登録調査機関の登録の取消し等の効果は、登録調査機関としての登録には及ばない。

⑥ 公示

◆特例法第39条の10

(公示)

第三十九条の十 特許庁長官は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第三十九条の二の登録をしたとき。

二 第三十九条の八の規定又は次条において準用する第二十一条の規定による届出があったとき。

三 前条第一項若しくは第二項の規定により第三十九条の二の登録を取り消し、又は同項の規定により先行技術調査業務の全部若しくは一部

の停止を命じたとき。

本条では、特定登録調査機関の登録、業務の休廃止の届出、事務所の所在地の変更の届出、登録の取消し、業務停止命令があったときには、特許庁長官は、その旨を官報に公示すべきことを規定している。

これらの事項は、特許出願人等が、特定登録調査機関に先行技術調査業務を依頼する際に必要となる最低限の情報であり、官報に公示することにより、誰もが情報を入手できることを目的としたものである。

⑦ 準用

◆特例法第39条の11

(準用)

第三十九条の十一 第十八条（第一号を除く。）、第十九条の二、第二十一条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十二条及び第三十五条の規定は、特定登録調査機関について準用する。この場合において、第十八条第三号中「前二号のいずれか」とあるのは「前号」と、第十九条の二第二項中「前三条」とあるのは「第三十九条の四、第三十九条の五及び第三十九条の十一において準用する第十八条（第一号を除く。）」と、第二十一条、第二十九条、第三十一条第一項及び第三十五条中「情報処理業務」とあるのは「先行技術調査業務」と読み替えるものとする。

特定登録調査機関については、登録情報処理機関に関する以下の条文を準用する。

- ア 欠格条項（第18条）
- イ 登録の更新（第19条の2）
- ウ 変更の届出（第21条）

エ 報告及び立入検査（第27条）

オ 改善命令（第29条）

カ 帳簿の記載（第31条）

キ 聴聞の方法の特例（第32条）

ク 政令委任（第35条）

アについては、第18条第1号（特許等関係法令違反を登録の欠格事由としている。）を準用しないこととしている。これは、特許等関係法令違反がある場合は、そもそも登録調査機関としての登録を受けることができないため、特定登録調査機関の登録の際に問題とする必要がないからである。

オについては、改善命令に関する規定のみ準用され、適合命令に関する規定（第30条）は準用していない。これは、特定登録調査機関の登録を受けるには、同一区分について登録調査機関の登録を受けていればよく、また、この区分について登録調査機関の登録が取り消されれば、第39条の9第1項により当然に特定登録調査機関の登録も取り消されるので、特定登録調査機関が登録後に登録の基準に適合していないという状況が発生しないからである。

役員等の選解任の届出、守秘義務、みなし公務員規定については、準用しないこととしているが、その理由は以下のとおりである。

まず、役員及び調査業務実施者の選解任の届出については、既に登録調査機関に対し届出の義務が課せられており、新たに特定登録調査機関として届出を求める必要性が薄いと考えられるため、規定していない。

次に、外部に対して漏洩することが許されない情報を取り扱う登録調査機関と異なり、特定登録調査機関は、特許出願人等から依頼を受けてその出願に係る先行技術の有無について調査するのであるから、秘密保持については、特定登録調査機関と特許出願人等との契約において秘密保持に関する条項を盛り込む等の対応を行えばよく、役職員に対して個別に秘密保持義務を課す必要性はないと考えられるため、規定しないこととした。

機関の役職員への罰則の適用について公務に従事する職員とみなす「みなし公務員規定」については、特定登録調査機関の業務は行政庁の代行としての業

務ではなく、あくまで民間の機関と特許出願人等の間の契約に基づいて行われる業務であるから、規定しないこととした。

⑧ 罰則

◆特例法第44条

第四十四条 第三十条（第三十九条において準用する場合を含む。）の規定による情報処理業務若しくは調査業務の停止の命令又は第三十九条の九第二項の規定による先行技術調査業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録情報処理機関、登録調査機関又は特定登録調査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

◆特例法第45条

第四十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録情報処理機関、登録調査機関又は特定登録調査機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 （略）

二 第二十七条第一項（第三十九条又は第三十九条の十一において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

三 第三十一条第一項（第三十九条又は第三十九条の十一において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は第三十一条第二項（第三十九条

又は第三十九条の十一において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を保存しなかったとき。

四 第三十九条の八の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

登録情報処理機関及び登録調査機関と同様の監督措置があるものについてはその違反に対するものと同じ罰則を課すこととした。

また、④で述べたとおり、業務の休廃止の届出義務違反に対する罰則として、第45条に第4号を追加した。

4. 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

特定登録調査機関制度を導入するに当たっては、審査手続が合理的に行われるよう、審査請求人による調査報告の提示等についても、電子的に行うための情報システムを整備することを検討している。また、調査報告を審査の際に審査官が参照する場合も電子的に行えるようシステムの整備を検討している。このため、特定登録調査機関制度の導入に係る規定の施行期日は、これら情報システムの整備に必要な時期を経過した後であることが望ましい。

したがって、システムの整備に必要な1年程度の時期を経過した、平成17年4月1日を施行期日とする。

(2) 経過措置（附則第4条第5項）

◆附則第4条第5項

第四条（略）

2～4（略）

5 第四条の規定による改正後の工業所有権に関する手続等の特例に関する

る法律（以下「新々特例法」という。）第三十九条の二の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。新々特例法第三十九条の七の規定による先行技術調査業務規程の届出についても、同様とする。

6・7 （略）

特定登録調査機関制度を導入するに当たり、施行日以後でないと登録の申請をすることができないとすると、施行直後に特定登録調査機関の登録を受けている者が存在しない事態が考えられる。このため、登録の申請及び業務開始前に行うことが義務付けられている先行技術調査業務規程の届出については、施行日前から行うことができることを規定する。登録の申請を行おうとする者は、平成16年10月1日以降に登録の申請をすることができる。

なお、審査請求手数料の軽減を受けることができるのは、平成17年4月1日以降に行われる審査請求についてである。これは、平成17年4月1日以前には特定登録調査機関が存在しないことから、当然である。